

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(平成19年度～平成23年度)

【目標】

地域社会全体が連携・協働して、安全・安心まちづくりを推進し、すべての県民が安心して暮らせるまちを実現します。

【3つの基本方針】

「自らの安全は自らが守る」,
「地域の安全は地域が守る」とい
う防犯意識を醸成し、お互いが支
え合う地域社会を形成します。

子ども、女性、高齢者、障害者、
外国人その他の特に防犯上の配慮
を要する人を犯罪被害から守って
いきます。

基本的人権を侵害しないよう配
慮しつつ、犯罪が起きにくい生活
環境の整備を行います。

【6つの方向性と13の推進項目】

1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

- (1) 県民等への情報等の提供
- (2) 県民等の自主的活動の促進
- (3) 各ボランティア団体等のネットワーク化
- (4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進

2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進

- (5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進
- (6) 子どもの安全教育の推進

3 女性、高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

- (7) 地域で見守る女性、高齢者、障害者、外国人等の安全対策

4 学校、通学路等の安全対策の推進

- (8) 安全な学校・通学路づくり

5 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及

- (9) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及
- (10) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及
- (11) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

6 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

- (12) 繁華街等の環境整備
- (13) 観光地における情報提供の充実

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(平成24年度～平成28年度)

【目標】

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、
すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

【3つの基本方針】

県民一人ひとりが「自らの安全は自ら
が守る」,「地域の安全は地域が守る」
という防犯意識を共有し、被災地を始め
とする地域のきずなを起点にお互いが支
え合う地域社会を実現します。

子ども、女性、高齢者、障害者、
外国人など特に防犯上の配慮を要す
る人を、その置かれている社会的背
景に留意しながら犯罪被害から守っ
ていきます。

基本的人権に配慮しつつ、犯罪
が起きにくく、県民が安心して暮
らせる生活環境の整備を行います。

【8つの方向性と20の推進項目】

1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

- (1) 県民等への情報等の提供による防犯意識の醸成
- (2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備
- (3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進
- (4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進

2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応

- (5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進
- (6) 子どもに関する安全教育の推進
- (7) 子どもを守るためのインターネットや携帯電話等の利用教育の推進
- (8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進

3 女性の安全対策の推進

- (9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

4 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

- (10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策

5 学校、通学路等の安全対策の推進

- (11) 安全な学校・通学路づくり

6 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及

- (12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及
- (13) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及
- (14) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

7 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

- (15) 繁華街等の環境整備
- (16) 観光地における情報提供の充実

8 被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧

- (17) 被災した防犯ボランティア活動の再生支援
- (18) 被災地の安全対策の推進
- (19) 被災地における子どもの安全・安心の確保
- (20) 被災地の環境整備の促進